

## 二川病院指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人財団医正会が開設する二川病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 二川病院居宅介護支援事業所
- ② 所在地 豊橋市大岩町字北元屋敷36番地3

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名 (常勤兼務職員1名、管理者と兼務)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。
- ② 営業時間 月曜日から水曜日までと金曜日は午前8時30分から午後5時30分とする。木曜日と土曜日は午前8時30分から午後12時00分とする。

### (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- ② 課題分析の実施 (課題分析票の種類) 居宅サービス計画ガイドラインを使用する。

- ③ サービス担当者会議の開催 (場所) 事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において行う。
- ④ 居宅サービス計画の作成及び必要に応じた変更
- ⑤ モニタリングの実施 (介護支援専門員の居宅訪問頻度) 月1回以上必要に応じて訪問する。  
(結果の記録) 1ヶ月に1回
- ⑥ 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供及び介護保険施設との連携
- ⑦ 指定介護予防支援事業者との連携

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
なお、タクシー利用の場合は実費額とする。

- ① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね 5キロメートル未満・・・540円
- ② 実施地域を超えた地点から、片道おおむね 5キロメートル以上10キロメートル未満・・・648円
- ③ 実施地域を超えた地点から、片道おおむね 10キロメートル以上・・・756円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 豊橋市 (二川町、大岩町、大脇町、雲谷町、中原町、原町、東高田町、東七根、豊栄町、豊清町、三弥町、小島町、東細谷町、細谷町、小松原町、寺沢町)

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第8条 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- ① 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ② 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により自己が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団医正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成14年10月15日から施行する。

この規程は、平成17年9月1日に改定する。

この規程は、平成17年12月1日に改定する。

この規程は、平成18年4月1日に改定する。

この規程は、平成18年6月1日改定する。

この規程は、平成19年1月1日に改定する。

この規程は、平成19年4月1日に改定する。

この規程は、平成19年7月1日に改定する。

この規程は、平成20年12月1日に改定する。

この規程は、平成21年12月31日に改定する。

この規程は、平成22年4月1日に改定する。

この規程は、平成28年7月1日に改定する。

この規程は、平成28年12月1日に改定する。

この規程は、平成29年5月1日に改定する。

この規程は、平成29年6月1日に改定する。

この規程は、平成30年2月1日に改定する。

この規程は、平成30年3月1日に改定する。

この規程は、平成31年1月1日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。